

埼玉県職業能力開発審議会公募要領

(趣旨)

第1条 埼玉県職業能力開発審議会の委員（以下「委員」という）のうち、審議会規則第3条第1項第4号に規定する公募について定める。

(応募資格)

第2条 応募資格は、県内に居住または勤務する18歳以上（公募を行う年度の11月1日現在）の者とする。ただし、現職の公務員及び県職員であった者（退職後2年以内の者に限る。）は除くものとする。

(募集人数)

第3条 募集人数は、1名とする。

(公募の時期)

第4条 公募は、委員の任期満了に伴い、委員を委嘱する必要が生じる時期に合わせて行うものとする。

(公募の方法)

第5条 委員の公募にあたっては、次の書類を求めるものとする。

- (1) 埼玉県職業能力開発審議会応募書（別紙様式）
- (2) 埼玉県の職業能力開発についての提案・意見をまとめた作文(1,000字程度・様式自由)

(委員の選考)

第6条 委員は、別に定める選任実施要領に基づき、作文の審査及び面接により選考するものとする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱日から起算して2年間とする。

(再公募)

第8条 公募をしたが応募者がいない場合又は応募者の中に委嘱するに適当な者がいない場合は欠員とし、翌年度、再度公募を行う。再公募により委嘱した委員の任期は、委嘱日から他の委員の任期満了日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関する事項については、必要の都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年7月8日から施行する。